

くらしの情報

募集

いきいきこどもクラブ支援員
(会計年度任用職員)

内容 小学校の放課後や土曜日・長期休業日におけるクラブ児童の遊びや安全管理・生活指導など

対象 資格が必要な職種と、必要ない職種があります。詳細は市ホームページをご確認ください。

定員 若干名

申込 市販の履歴書(写真貼付)と所持資格免状を市役所青少年育成課へ持参

問合せ 青少年育成課

☎(082) 420-0929



いきいきこどもクラブ支援員アドバイザー
(会計年度任用職員)

内容 いきいきこどもクラブ支援員に対し、指導・相談・助言

対象 小学校管理職経験者または心理士、作業療法士などの資格所持者

定員 2人

問合せ 青少年育成課

☎(082) 420-0929



市民農園で野菜作りをはじめませんか？

市民農園「福富ふれあい農園」は区画単位で畑を借りることができます。

場所 福富ふれあい農園(福富町下竹仁2642-2)

料金 1区画(20㎡)当たり 年5,230円

※駐車場、トイレ、休憩室あり

※鎌・くわなど農具の貸し出しあり

受付 3月3日(月)～14日(金)

※区画が埋まり次第受付終了

問合せ 福富支所地域振興課

☎(082) 435-2302



シルバー人材センター会員

健康維持、社会貢献のため、経験や能力を生かして働ける場を提供しています。高齢者にふさわしい仕事を希望に応じて提供します。

対象 原則60歳以上で、働く意欲のある人

申込 毎月第3火曜日の入会説明会に参加(他の日時を希望する人は応相談)

問合せ シルバー人材センター

☎(082) 426-4683



市くらしジュニアオーケストラ・くらしオーケストラ団員

内容 創造性と豊かな感性で、東広島の音楽文化を一緒につくろう！音楽が好きで、2025年度の活動に参加できるメンバーを募集します！

締切 3月25日(火)必着

申込 応募用紙を郵送または持参

問合せ 芸術文化ホールくらし

☎(082) 426-5900



骨髄バンクボランティア
ドナー登録説明員

内容 ドナー登録会場(主に市内官公庁、商業施設)でのドナー登録希望者に対する説明と登録手続き

対象 説明員としてドナー登録会で活動できる人

※説明員として活動する前に研修がありますので、医療に関する特別な知識は必要ありません。

問合せ (公財)日本骨髄バンク認定説明員 土居(つばさの会代表)

☎080-1929-0576

✉yukochan110345@gmail.com



国税専門官

日時 第一次試験／5月25日(日)

場所 広島国税局管内は、松江市、岡山市、広島市

対象 次のいずれかに該当する人

①平成7年4月2日～平成16年4月1日生まれの人

②平成16年4月2日以降生まれの人で次のいずれかに該当する人(①大学を卒業した人および令和8年3月までに大学を卒業する見込みの人②人事院が①と同等の資格があると認める人)

受付 2月20日(木)～3月24日(月)

申込 人事院ホームページ



問合せ 西条税務署(代表)

☎(082) 422-2191

ひがしひろしま音楽祭
くらしフェス 参加団体

日時 6月8日(日)

受付 3月24日(月)～4月18日(金)

問合せ 有限会社イーストシティ

✉info@eastcity.jp

小・中学校臨時教諭・臨時養護教諭・講師(非常勤)の募集

※職種により、4月の採用となるものと、年度途中の採用となるものがあります。まずは、お問い合わせください。

対象 教員免許を持ち、教育に意欲がある人

報酬・勤務時間 職種により異なる

申込 事前に連絡の上、市販の履歴書(写真貼付)と教員免許を持参

問合せ 学事課

☎(082) 420-0975



お知らせ

豊栄地域スポーツ施設の予約がウェブからできるようになります

次のスポーツ施設の予約方法が、豊栄生涯学習センター窓口での申請からウェブに変わります。利用には事前登録が必要です。

また、この変更に伴い、施設使用料・照明料の支払いが納付書払いから口座振替による引き落としに変わります。

対象施設

- ・豊栄市民体育館
- ・豊栄テニスコート
- ・豊栄屋内球技場
- ・豊栄市民グラウンド
- ・豊栄ふれあいグラウンド

開始時期

体育館／3月17日(月)から

体育館以外／3月25日(火)から

※4月1日(火)以降の施設使用分

から。3月31日(月)までの使用分は、豊栄生涯学習センター窓口で受け付けます。

問合せ スポーツ振興課

☎(082) 420-0978



FM東広島(89.7MHz)「東広島ライブ」の放送時間が変わりました

市の施策や市民活動の紹介などをお届けする「東広島ライブ」の放送時間が、毎月第1金曜日19時からになりました。市職員などが分かりやすくお話ししていますので、ぜひお聞きください！

問合せ 広報戦略監

☎(082) 420-0919

KAMONケーブル「マイタウン東広島」でも市政情報を発信中！(YouTubeでも見られます)



マイナンバーカードを運転免許証として利用できるようになります

日時 3月24日(月)から

申込 運転免許センター、警察施設の窓口

問合せ 県警察本部

☎(082) 228-0110(代表)



大阪府泉佐野市と特産品相互取扱協定を締結しました

大阪府泉佐野市と、特産品の販売促進などを目的として特産品相互取扱協定を締結しました。相互のイベントや物産施設で特産品の販売やPRなどの取組を通じた地場特産品の情報発信や販路拡大を目指していきます。

問合せ ブランド推進課

☎(082) 422-1032



証明書コンビニ交付サービスの発行休止

日時 3月5日(水) 終日

3月31日(月) 17:30から

問合せ 市民課

☎(082) 420-0925



社会教育功労者表彰(文部科学大臣表彰)の被表彰者の決定

40年以上にわたり絵本の読み語り活動を続け、子どもたちの健全な育成に貢献されていることから表彰されました。

被表彰者／朝川 照雄さん

問合せ 生涯学習課

☎(082) 420-0979

市民ポータルサイトに
ご登録ください

防災情報やごみ収集日のお知らせなどをメールやLINEでお届けしています



人権擁護委員の委嘱

人権擁護委員とは、法務大臣から委嘱され、人権相談や人権に関する啓発活動など地域に密着した活動を行う民間ボランティアです。

被委嘱者(敬称略)

(再任) 渡邊豪

(新任) 前岡孝

(新任) 橋本隆広

委嘱期間

1月1日から3年間

問合せ 広島法務局東広島支局

☎(082) 423-7707

公共下水道に早期接続を

次の地域で下水道が使用できるようになりました。

安芸津町風早の一部／令和6年12月13日(金)から

西条町御園宇の一部／1月1日(水)から

※区域は市ホームページをご覧ください。

問合せ 下水道管理課

☎(082) 420-0957



法人を設立した場合は
届け出てください

株式会社や合同会社など、法務局に設立登記をしている法人は、法人市民税の申告納付義務が発生します。その他の団体(人格の無い社団など)も、収益事業を行っている場合は、課税対象となる場合があります。

新たに法人を設立した場合は、市に法人の異動届を提出してください。

問合せ 市民税課

☎(082) 420-0910



省エネや太陽光などに関する補助金の交付を予定しています

☎(082) 420-0928

市では、一般家庭や事業者に対し、省エネや太陽光などに関するさまざまな補助を行っています。
※いずれの補助金も交付申請額が予算に到達次第、受付を終了します。
※申請は必ず着工前に行ってください。交付決定前に着工した場合、補助金は交付できません。

スマートハウス化支援補助金

一般住宅用の省エネ設備等に対し、補助金を交付します。

補助金額／8～10万円

※補助対象設備により、金額が変わります。

補助率／機器購入費・設置工事費等の補助対象経費の10分の1以内

補助対象設備／家庭向けの蓄電池・エネファーム・V2H（電気自動車用充給電設備）

☎(受付) 4月1日(火)～令和8年1月30日(金) (予定)

住宅向け太陽光発電設備の補助金

市内の自宅に新たに設置する太陽光発電設備の補助金を交付します。

補助金額／最大5万円 /kW（※市の定める人口減少地域においては、最大7万円 /kW）

補助率／機器購入費・設置工事費等の補助対象経費の3分の1以内

☎(受付) 4月1日(火)～令和8年1月30日(金) (予定)

林業退職金共済制度
(林退共) へ加入しませんか

林退共は林業界で働く人のために国が作った退職金制度です。加入者には次のようなメリットがあります。

○税法上、掛金は、法人では損金、個人企業では必要経費

○掛金の一部を国が免除

○雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算

☎(問合せ) 勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

☎(03) 6731-2889



低利で安心な勤労者のための東広島市提携融資制度

東広島市は中国労働金庫西条支店と提携して、勤労者の生活の安定と福祉の増進のため、教育費や住宅資金等について低利で融資を受けられる制度を実施しています。



融資制度の概要	
対象者	市内に勤務または居住している勤労者
資金使途	教育費、住宅費、医療費、介護器具購入費、冠婚葬祭費、東広島市墓園の使用料、東広島市の下水道整備に伴う改築費用
融資限度額	教育費・住宅費／300万円、その他／200万円
融資期間	教育費／10年以内、その他／7年以内
貸出利率	年2.28％（保証料込）固定金利・令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用※年度ごとに改定
返済方法	元利均等毎月返済（ボーナス併用可）
保証人	不要（労働金庫所定の保証機関を利用）
必要書類	労働金庫所定の書類及び、使途を証明できるもの

☎(問合せ) 中国労働金庫西条支店 ☎(082) 422-6655

事業者向け再エネ設備の補助金

市内に事業所を置く事業者を対象に、再生可能エネルギー設備の補助金を交付します。

補助対象設備／①太陽光発電設備 ②蓄電池

補助金額／補助率の詳細については、市ホームページをご確認ください。

☎(受付) 4月1日(火)～令和8年1月30日(金) (予定)

省エネ診断を無料でお手伝いします

市内事業者の脱炭素化への取り組みを支援するため、スマートオフィス・スマートファクトリー化相談支援を行っています。

・省エネ診断（事業所のエネルギー使用量などを分析。結果に応じた設備改修案や利用可能な補助メニューなどを提示）

※省エネ診断費は市が負担

※補助事業採択後の諸費用や設備導入の費用などは事業者負担

軽自動車税（種別割）の廃車手続き

車両を廃棄または譲渡しても、軽自動車税は登録抹消手続き（廃車手続き）をしなければ毎年4月1日現在の所有者に課税されます。例年、「車両がないのに課税されている」というトラブルが多発しています。車両を所有していない場合は、必ず4月1日までに登録抹消手続きをしてください。

・125cc以下のバイク（原動機付自転車）や農機具など
市民税課、各支所・出張所窓口
にナンバープレート、来庁者の本人確認書類を持参

・四輪（三輪）の軽自動車

軽自動車検査協会（広島主管事務所）

☎050-3816-3080

・125ccを超えるバイク

広島運輸支局

☎050-5540-2068



火の取り扱いに注意 !!

春は空気が乾燥し、風の強い日が多く、例年、大規模な林野火災が発生しています。火を取り扱う際には、次の点に注意しましょう。

火を取り扱うときの3つのポイント
①気象情報に注意し、乾燥注意報が出ているときや強風のときは控える

②消火器具（水バケツなど）を準備しておく

③その場から離れない

また、屋外での廃棄物の焼却（野焼き・ごみ焼きなど）は原則禁止されています。例外とされる焼却であっても、苦情があれば「やむを得ない行為」、「軽微な行為」とは言えません。

☎(問合せ) 予防課

☎(082) 422-6341



講座・サークルガイドブック
冊子の発行を終了します

令和7年度版から、各地域センター等主催講座一覧と自主サークル活動団体を市ホームページに掲載します。

☎(問合せ) 生涯学習課

☎(082) 420-0979

建築物を災害から守りましょう

火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害から人命を守るためには、日頃からの建築物に対する安全点検が重要です。

建物の外壁や広告板、ブロック塀などは日頃から点検し、早めに補修・改修をしましょう。

☎(問合せ) 建築指導課

☎(082) 420-0956



犬の登録・注射は飼い主の義務です

生後91日以上の子犬は、登録と狂犬病予防注射が義務付けられています。

飼い主の3つの義務

①飼い犬の登録をし、鑑札の交付を受ける

②年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、注射済票の交付を受ける

③鑑札と注射済票を飼い犬に装着する

※登録事項を変更する場合や、飼い犬が死亡した場合は、必ず届け出てください。

【狂犬病】発症すると人も犬もほぼ100％死に至る病気です。現在、国内では狂犬病の発生はありませんが、海外から侵入した際にまん延しないための対策が重要です。

☎(問合せ) 環境先進都市推進課

☎(082) 420-0928

移動献血車が来ます

【ゆめタウン東広島】

3月8日(土)

10:00～12:30、13:45～16:00

【ビッグハウス黒瀬店】

3月23日(日)

10:00～12:30、13:45～16:00

【市役所】

3月26日(水)

10:00～11:15、12:30～16:00

【ゆめタウン学園店】

3月29日(土)

10:00～12:30、13:45～16:00

※400ml献血のみ実施

※市役所では骨髄ドナーバンク登録会も開催

主な献血基準／

体重50kg以上、年齢（男性）17～69歳（女性）18～69歳、65～69歳の人は60～64歳の間に献血の経験がある人

☎(申込み) ウェブ（予約なしでの献血も可能）

☎(問合せ) 医療保健課

☎(082) 420-0936

☎(FAX) (082) 422-2416



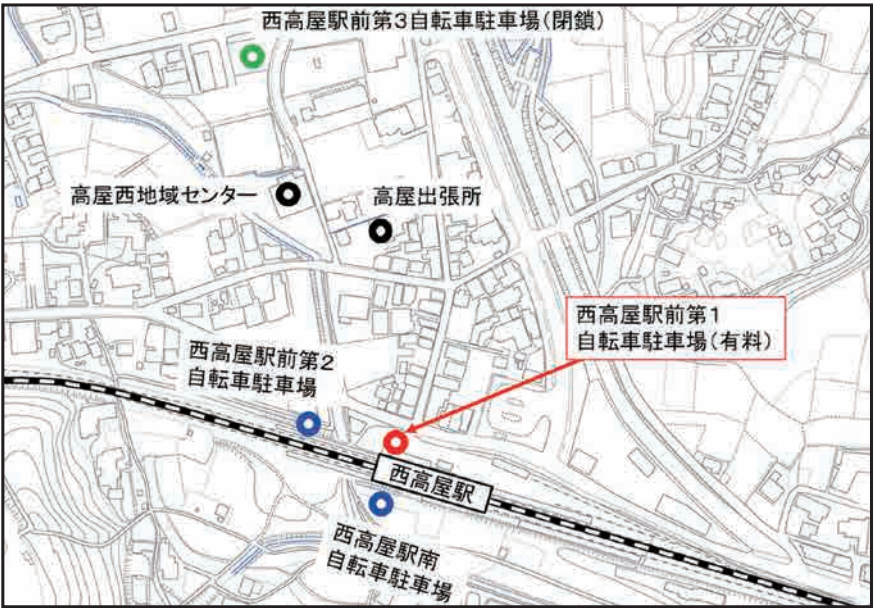
イベント情報集約サイト
「東広島きんサイト」

市内で開催されるイベントを掲載しています。
日時やカテゴリからの検索もできます。ぜひご利用ください！



西高屋駅周辺の自転車駐車場の運営方法が変わります

○西高屋駅前第1自転車駐車場
有料で運営。一時利用のみ利用可。
料金 自転車110円／回・日
バイク220円／回・日
○西高屋駅前第3自転車駐車場
4月から閉鎖
○西高屋駅前第2駐車場と西高屋
駅南自転車駐車場は変更なし
問合せ 建設管理課
☎(082) 420-0961



+

福祉

修学のために転出した場合の国民健康保険

次の①②の両方を満たす場合は、申請により引き続き市の国民健康保険に加入できます。

①修学のための転出 ②主として転出前の世帯からの仕送りにより生計を営む

申込 必要書類を国保年金課または各支所・出張所へ持参

持物 修学者の紙の被保険者証・資格確認書のうちお持ちのもの全て、令和7年度以降学生であることが確認できる書類（学生証、在学証明書または卒業予定年月日が確認できるもの）、手続きを行う人の本人確認書類、世帯主と修学者のマイナンバーが分かるもの

修学状況の届出のお願い

修学のために本市から転出し、本市の国民健康保険に加入している被保険者がいる世帯へ、修学状況の届出用紙を3月中に送付します。必要事項を記入し、提出してください。

※3月卒業予定の人で令和7年度以降も修学する場合（高校から大学など、学校が変わる場合も含む）は、窓口で再度申請が必要です（必要書類は同上）。

年度途中に学生ではなくなった場合

中途退学などで、卒業予定日より早く学生ではなくなった場合は、速やかに国保年金課または各支所・出張所で資格喪失手続きを行い、被保険者証・資格確認書を返却してください。

問合せ 国保年金課 ☎(082) 420-0933



4月1日からJRグループで精神障がい者割引制度が導入されます

問合せ 障がい福祉課 ☎(082) 420-0180 FAX(082) 420-0181



割引を受けるには、顔写真を貼付した精神障害者保健福祉手帳に「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」の「第1種」または「第2種」の記載が必要です。記載を希望する人は、精神障害者保健福祉手帳を持参の上、市役所または各支所でお申し出ください。

1 介護者と一緒に利用する場合

- ①手帳を持っている人と介護者には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただけます。
②割引となる介護者は1人です。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障がい者と介護者	・普通乗車券・回数乗車券・普通急行券 ・定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	5割
12歳未満の第2種精神障がい者と介護者	・定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	5割

2 手帳を持っている人が1人でご利用する場合

※片道の営業キロが100キロを超える場合に限り

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障がい者・第2種精神障がい者	・普通乗車券	5割

高齢者带状疱疹予防接種の費用助成 問合せ 医療保健課 ☎(082) 420-0936

4月から、発病またはその重症化を予防することを目的に定期接種が始まる予定です。現時点では国で検討中のため、詳細が決まりましたら対象者に案内ハガキを郵送します。



	高齢者带状疱疹予防接種
開始時期	4月
令和7年度の対象者	(1) 年度内に65歳を迎える市民 (2) 60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり日常生活がほとんど不可能な市民。 (3) 令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70、75、80、85、90、95、100歳（※）になる市民 ※100歳以上の市民については、令和7年度に限り全員対象となります。
用いるワクチン	生ワクチン、組換えワクチン ※どちらかを選択して接種します。
自己負担額	案内ハガキや市ホームページをご覧ください。 ※接種するワクチンの種類によって、接種回数や自己負担額が異なります。
無料になる人	対象者のうち、市県民税非課税世帯の人や生活保護受給者などは、無料で接種できます。接種前に申請が必要な場合があります。
接種方法	接種には原則医療機関への予約が必要です。 ※市外で接種する場合は事前に申請が必要
注意事項	接種の際は、市からの案内ハガキと年齢や住所が確認できる健康保険証や免許証などを持参してください。予診票は医療機関に設置しています。

手話ってなあに？ いろいろなコミュニケーション

市では、障がい者に関する認識と理解を深めることを目的として、「手話言語の認識の普及」と「障がい者のコミュニケーション手段の確保」に関する条例を制定しています。条例について分かりやすく説明したパンフレットを、障がい福祉課で配布しています。

問合せ 障がい福祉課

☎(082) 420-0180

FAX(082) 420-0181



Smile 障がい者 スマイルボード

ピア・カウンセリング 〈ピア〉とは仲間という意味。現在、聴覚・内部・肢体に障がいのあるピア・カウンセラーがいます。

ピア・サロン

障がいのある仲間やピア・カウンセラーと、ゲームをしたり、近況報告・情報交換や悩みを話したりします。

☑3月15日(土) 14:00～16:00 (参加費100円)

📍市民文化センター（サンスクエア）研修室1

📍市内在住で18歳以上の障がいのある人

ピア相談 ※要予約

相談者と同じ視点でピア相談に応じます。

相談方法／自宅への訪問、来所

☎電話・ファクス・メールでの相談もできます。

📍子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）

☎(082) 493-6073 FAX(082) 424-3841

📧hgh936071@city.higashihiroshima.hiroshima.jp

